

よりあるよし、太子よりゑぼしきやうぞくをくだし給ふと也、中比とりうしないしに、又白河院の御代にことぶき仕候てより萬歲、

〔鹽尻 八十三〕正月萬歲とて、素袍ゑぼしすがたにて、祝詞を唱へ侍るは、尾州春日井郡守山村地之内、木ヶ崎長母寺禪僧に、開山無住といふ人、其詞を作りて、同國愛知郡印内村の民に教しとかや、其詞は屋舎營造の事、其故にや、朝廷正月五日、東庭の千壽萬壽は、新始の次に、之を催す事流例なり、

〔語會圖〕年中行事大成正月五日、千秋萬歲、○中 今日京兆尹の御庭にも來てつとむ、京都の町々を

も廻る、其體烏帽子素襖を著すもの、二人或は三四人、扇を開き祝語を唱ひ、内一人は鼓をうつてこれを和し、若夷誕生の體を舞ふ、京都に來るものを大和萬歲といふ、又參河國に一派あり、三河萬歲と稱す、或説に云、大江定基博識宏才にして、佛道にも疎からず、正月の祝も目出度事はふりたりとて、我領分の百姓に教へ、佛法東漸の歌を唱はせ、春の始より世累を忘る、媒とすと云々、又美濃尾張邊の一向宗多き所には、鼓をうち、親鸞聖人の傳記を唱ひ來る、是は津島萬歲とて、尾州津島より出る、又九州邊の萬歲も、其體大和萬歲に等しくして、家別に來らず、但往還道を歩いて祝語を唱ふ、家々の門口に、舊年刈收る稻一鎌を出し置くをとりて歸る、これを福わかしといふ、又江戸にては幸藏と云へる者從ひて戲言をなす、

〔一話一言 十三〕池田氏筆記 一萬歲ノコト、京大坂へハ大和ヨリ來ル故ニ、大和萬歲ト云、尤三河萬歲トハ風俗モカハリ、ウタヒモノモ異也、和州ノ萬歲ハ大夫才藏共ニ、侍烏帽子素袍ヤウノモノヲ著ス、所司代御城代へハ、七八人ヅ、連立來ル、家中其外へハ、兩人ヅ、來ル、サレドモ小鼓ハ一人モツ也、

〔東都歲事記 正月〕元日 三河萬歲、今日より當月中、家々を廻る、